

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	子ども・子育て支援関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大洲市は、子ども・子育て支援関係事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

システムの稼働維持について、委託契約により業者の運用支援を受けているが、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認すると併に、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

愛媛県大洲市長

公表日

令和7年8月20日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども・子育て支援に関する事務
②事務の概要	<p>子ども・子育て支援に関する事務は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づき、小学校就学前教育子どもの教育・保育の給付に係る認定審査、給付対象認定者の管理等を行い、子どものための教育・保育給付を実施するものである。</p> <p>特定個人情報ファイルは、次の事務で取扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どものための教育・保育給付を受ける資格を有することの確認、審査 ・小学校就学前教育子どもの保育必要量の認定 ・利用者負担額の決定、収納、滞納事務
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none"> 1. 子ども子育て支援システム 2. ID連携サーバー(団体内統合利用番号連携サーバー) 3. 中間サーバー 4. サービス検索・電子申請機能 5. 申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)子育て支援ファイル (2)収納・滞納除法管理ファイル (3)申請管理システム	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表127の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表155の項</p> <p>(表における情報提供の根拠) ・なし(子ども・子育て支援に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない)</p> <p>(表における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民福祉部 子育て支援課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
愛媛県大洲市教育委員会	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	大洲市役所 総合政策部 企画情報課 郵便番号: 795-8601 住所: 愛媛県大洲市大洲690番地の1 電話番号: 0893-24-2111
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	大洲市役所 市民福祉部 子育て支援課 郵便番号: 795-8601 住所: 愛媛県大洲市大洲690番地の1 電話番号: 0893-24-2111
-----	---

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

II しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	<p><選択肢></p> <p>[1,000人以上1万人未満] 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>
いつ時点の計数か	令和7年6月1日 時点

2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<p>[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満</p>
いつ時点の計数か	令和7年6月1日 時点

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<p>[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし</p>
--	---

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	------------------------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[人手を介在させる作業はない]

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。 ・特定個人情報を受け渡す際(USBメモリを使用する場合を含む。)は、パスワードによる保護、確実なマスキング処理等を行う。 ・マイナンバー入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行う。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

9. 監査

実施の有無	[<input checked="" type="radio"/> 自己点検]	[<input checked="" type="radio"/> 内部監査]	[<input type="checkbox"/> 外部監査]
-------	---	---	-----------------------------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/> 十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	---------------------------------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[全項目評価又は重点項目評価を実施する]

最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業者に対する教育・啓発]
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
--------------	------------------------------------	---

判断の根拠	大洲市保有個人情報の安全管理措置に関する規定及び大洲市特定個人情報等の取扱いに関する管理規程に従い、毎年度、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度職員を含む。)等に対し、教育研修を実施している。各研修においては受講確認を行い、未受講者に対しては研修資料を回覧し、全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。これらの対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。
-------	---

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年6月28日	I-1 ③システムの名称	1. 子ども子育て支援システム 2. ID連携サーバー(団体内統合利用番号連携サーバー) 3. 中間サーバー	1. 子ども子育て支援システム 2. ID連携サーバー(団体内統合利用番号連携サーバー) 3. 中間サーバー 4. サービス検索・電子申請機能	事後	
平成30年6月28日	I-5 ②所属長の役職名	課長 篠原 雅人	課長	事後	
平成30年6月28日	II-1 評価対象の事務の対象人数 は何人か	1万人以上10万人未満	1,000人以上1万人未満	事後	
令和1年6月12日	I-7 請求先	大洲市役所 総合政策部 情報管理課	大洲市役所 総務企画部 企画情報課	事後	
令和1年6月12日	II-1及び2 いつ時点の計数か	平成30年6月1日 時点	令和1年5月1日 時点	事後	
令和1年6月12日	IV-1~9	(記載なし)	(各項目追加)	事後	様式変更に伴い「IV リスク対策」を追加
令和2年6月29日	II-1及び2 いつ時点の計数か	令和1年5月1日 時点	令和2年5月1日 時点	事後	
令和3年9月30日	I-4 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(略)	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(略)	事後	
令和3年9月30日	I-7 請求先	大洲市役所 総務企画部 企画情報課(略)	大洲市役所 総合政策部 企画情報課(略)	事後	
令和3年9月30日	II-1及び2 いつ時点の計数か	令和2年5月1日 時点	令和3年9月1日 時点	事後	
令和4年12月1日	II-1及び2 いつ時点の計数か	令和3年9月1日 時点	令和4年10月1日 時点	事後	
令和6年1月15日	II-1及び2 いつ時点の計数か	令和4年10月1日 時点	令和5年11月1日 時点	事後	
令和6年1月15日	I-1 ③システムの名称	1. 子ども子育て支援システム 2. ID連携サーバー(団体内統合利用番号連携サーバー) 3. 中間サーバー 4. サービス検索・電子申請機能	1. 子ども子育て支援システム 2. ID連携サーバー(団体内統合利用番号連携サーバー) 3. 中間サーバー 4. サービス検索・電子申請機能 5. 申請管理システム	事後	
令和6年1月15日	I-2 特定個人情報ファイル名	(1)子育て支援ファイル (2)収納・滞納除法管理ファイル	(1)子育て支援ファイル (2)収納・滞納除法管理ファイル (3)申請管理システム	事後	
令和7年8月20日	I-3 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項別表第一の94の項	番号法第9条第1項 別表127の項	事後	
令和7年8月20日	I-4 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(表における情報提供の根拠) ・なし(子ども・子育て支援に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない) (別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表155の項 (表における情報提供の根拠) ・なし(子ども・子育て支援に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない) (表における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項	事後	
令和7年8月20日	II-1及び2 いつ時点の計数か	令和5年11月1日 時点	令和7年6月1日 時点	事後	
令和7年8月20日	IV-8 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	(記載なし)	当該対策を「十分である」と判断した根拠を記載	事後	
令和7年8月20日	IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策	(記載なし)	「9)従業者に対する教育・啓発」を選択し、当該対策を「十分である」と判断した根拠を記載	事後	